

手続きチェックシート

転出

(印西市 → 他市区町村)

転出届

新しい住所地にお住まいになる1カ月前から受付しています

住み始めてから14日以内に、「転出証明書（又はマイナンバーカード）」を持参して、新しい住所地の市区町村で転出届を提出してください。

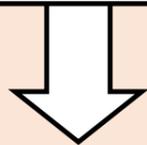
引っ越しワンストップサービス

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから転出届をオンラインで提出できます。

《届出に必要なもの》

- ・窓口にいられた方が、ご本人であると確認できる書類（右記参照）
- ・国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・委任状（同一世帯以外の方が届出をする場合）

関連する手続きは
下記にあります



他市区町村に引越しされる方へ

本庁舎1階
市民課窓口へ

本庁内の配置図や各窓口の場所の確認は右の二次元コードからご確認を [本庁内]

支所・出張所の場所や連絡先などの確認は右の二次元コードからご確認を [本庁以外]

印西市 公式 LINE 友だち募集中!

暮らしに役立つ情報をお届けしています。ぜひ、友だち追加をお願いします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。本人確認書類の提示をお願いします。

1点で本人確認できるもの

<官公署が発行した顔写真付きで、ご本人が確認できるもの。免許証、許可証など>



その他、
・運転免許証
・マイナンバーカード
・パスポート
・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で本人確認できるもの

- ・資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

転出

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認ください。

⇒オンライン申請可

⇒市HP案内詳細

【★】マークのある手続きは、各支所・出張所で受付できます
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
住 所	国内に転出される方	※マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルからも手続きが可能です。	・本人確認書類	転出先の市区町村 本庁舎1階 市民課	★
	海外へ転出される方でマイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードの国外継続利用の手続き	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ※原則本人来庁	本庁舎1階 市民課	◇
	印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります ※転出先の市区町村で改めて登録になります	転出先の市区町村にご相談ください	転出先の市区町村	

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

国民健康保険	国民健康保険に加入している方				
	→ 69歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書の返却	国民健康保険資格確認書	本庁舎1階 国保年金課	★
	→ 70歳から74歳までの方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書の返却	国民健康保険資格確認書	本庁舎1階 国保年金課	★
	→ 修学のために転出する方	転出先で、引き続き、印西市の国民健康保険を使う手続き	在学証明書		★
	→ 住所地特例に該当する施設に転出する方				★
	→ 世帯に、後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取		※転出先へ提出してください	
年金	75歳以上の方、又は65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書の返却	資格確認書	本庁舎1階 国保年金課	★
	→ 千葉県外へ転出する方	・資格確認書の返却 ・負担区分等証明書の受取 ・転出先が住所地特例施設の場合は住所地特例適用届出の手続き	・本人確認書類 ・資格確認書	本庁舎1階 国保年金課	★
	各種認定証をお持ちの方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証		★
年金	年金を受給中の方 日本年金機構に送付先設定を行っている方など	手続き不要 (日本年金機構に送付先設定を行っている方を変更を希望する場合は日本年金機構へ)	日本年金機構へお問い合わせ下さい	日本年金機構 船橋年金事務所 047-424-8811	
	海外へ出国する方	資格喪失 国民年金の任意加入 ※希望者のみ	・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類 ・国内協力者の「氏名・続柄・住所・電話番号」 ・世帯別の方が代理で申請する場合は委任状	本庁舎1階 国保年金課	◇
		住所変更届 ※年金受給者の方	日本年金機構へお問い合わせ下さい	日本年金機構 船橋年金事務所 047-424-8811	
	脱退一時金の請求 ※外国籍の方 ※希望者のみ	日本年金機構へお問い合わせ下さい			

転出

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認ください。

⇒オンライン申請可

⇒市HP案内詳細

[★]マークのある手続きは、各支所・出張所で受付できます
[◇]マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
介護	65歳以上の方 40歳～64歳で要介護・要支援認定を受けている方	被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の返却	被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証	本庁舎1階 高齢者福祉課	◇
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の住所変更（住民異動届を行うことにより必要な届出がされたものとみなします。転出確定後、記載内容を変更した新たな保険証等を郵送します）			◇
	要介護認定を受けていた方および申請中の方	転出先の市区町村で手続きが必要です（異動日から14日以内。必要な場合は、窓口で介護保険受給資格証明書を発行します）			—
	紙おむつ給付サービスを受けている方	紙おむつ給付サービスの受給資格喪失	紙おむつ給付サービス受給資格喪失届		
	福祉タクシー券を交付されている方	福祉タクシー資格喪失、未使用分の福祉タクシー券の返却	・印西市福祉タクシー資格喪失変更届 ・未使用分の福祉タクシー利用券		
	外出支援サービスを利用している方	外出支援サービス登録廃止	・印西市外出支援サービス登録廃止届出書		★
	高齢者緊急通報装置設置等サービス事業を利用している方	高齢者緊急通報装置設置等サービス事業廃止、緊急通報装置の返却	・高齢者緊急通報装置設置等サービス事業廃止届出書 ・緊急通報装置		
	高齢者等配食サービス事業を利用している方	高齢者等配食サービス廃止	高齢者等配食サービス停止（廃止）届出書		
	障害者手帳をお持ちの方	※窓口・電話でご相談ください。	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳		◇
	特定疾患見舞を受給している方	資格消滅届の提出			★
がい	障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別障害者手当を受給している方	※転出先の市区町村で手続きをしてください。		本庁舎1階 障がい福祉課	—
	重度心身障害者医療費助成受給券を持っている方	受給券の返還	・重度心身障害者医療費受給者証 ・喪失届		◇
	福祉タクシー利用券（重度心身障害者等）を交付されている方	タクシー利用券の返還	・印西市福祉タクシー資格喪失変更届 ・タクシー券		◇
	障害福祉サービス受給者証を交付されている方	※転出先の市区町村で手続きしてください（住所地特例施設への転出を除く）			—
児童通所受給者証を交付されている方	※転出先の市区町村で手続きしてください			—	

子ども	小中学生のお子さまがいる方	転校手続き ※引き続き印西市の学校に通う場合は、学務課で手続きが必要です	学校から、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受領し、転出先へ提出してください	これまで通っていた学校	本庁舎4階 学務課	—
	児童手当を受けている方 （0歳～高校生年代（18歳到達年度まで））	児童手当資格消滅届 ※受給者が公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください ※印西市の転出予定日の翌日から15日以内に転入先で必ず申請手続きを行ってください			本庁舎別館1階 子育て支援課	★
	子ども医療費助成受給券をお持ちの方 （0歳～高校生年代（18歳到達年度まで））	子ども医療費助成受給資格証の回収 ※窓口に来ることが難しい場合は、ご自身で破棄してください	子ども医療費助成受給券			★
	児童扶養手当を受けている方 ひとり親家庭等医療費等助成受給券をお持ちの方	転届の手続き ※全部停止の人も手続きが必要です	受付窓口でご相談ください		◇	
	妊婦・産婦・0歳児のお子さまがいる方	印西市の妊産婦・乳児健康診査等受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください		転出先の市区町村		
	保育施設等に入園、又は入所申込しているお子さまがいる方	退所（園）手続き、申込取下げ手続き	※受付窓口でご相談ください	本庁舎別館1階 保育幼稚園課	◇	
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の住所変更	※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 障害福祉課	★	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っている方	重度心身障害者医療費助成の受給者資格変更届	重度心身障害者医療費受給者証		★	
	上記の各種制度を転出先で申請する方	所得課税証明書の取得 ※転出先の市区町村で各種手続きの際、「所得課税証明書」が必要な場合があります 転出先の自治体に確認の上、必要に応じて取得してください	本人確認書類	本庁舎2階 課税課	★	

税金	上下水道の使用を止める方	使用中止届	※お住まいの地区により、受付窓口が異なります 市ホームページをご覧ください 市水道課 (0476-33-4615) へお問い合わせください また、井戸をご使用の方は、市下水道課 (0476-33-4696) までお問合せください	第一環境係（市営水道） 0476-42-8201 県水お客様センター（県営水道） 0570-001-245 長門川水道企業団 0476-33-7718 下水道課 0476-33-4696		
	125cc以下の原付バイク、小型特殊自動車を所有している方	廃車申告（軽自動車税（種別割））	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・本人確認書類	本庁舎2階 課税課	◇	
	軽自動車（三輪・四輪）を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください		軽自動車検査協会 千葉事務所習志野支所 050-3816-3115		
	125ccを超えるバイクを所有している方	※千葉運輸支局でご相談ください		千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所 050-5540-2024		
	印西市に、土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談	本人確認書類	本庁舎2階 課税課	—	
海外に転出される方	納税管理人のご相談	本人確認書類	—			

その他	19歳以上で健（検）診の受診券・クーポン券をお持ちの方	転出すると、印西市で発行した受診券・クーポン券等は使用できません	未受診の健（検）診がある方 ※詳しくは転出先の市区町村にお問い合わせください	転出先の市区町村	
	犬を飼っている方	住所変更手続き	登録番号が分かるもの ※詳しくは転出先の市区町村にお問い合わせください	転出先の市区町村	
	粗大ごみの処分が必要な方	収集の申込み	※事前の予約が必要です	粗大ごみ収集事務所 0476-80-8686	

転出Q&A	新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった	→転出証明書は有効ですので、早急にお届けください	→特例転出（マイナンバーカードをお持ちの方）の場合、転入手続きができない場合があります 電話でご相談ください	本庁舎1階 市民課	★
	転出届をした住所とは、違うところに住むことになった	→転出証明書はそのままでも有効です 実際に住み始めた市区町村にお届けください			
	転出届をした後に、引越しが取り止めになった	→転出届を提出した窓口で取消の手続きが必要です	国外への転出取り止めの時は 全員分のパスポートが必要です	本庁舎1階 市民課	★
	転出証明書、マイナンバーカードを紛失した	→転出証明書の再発行が必要です	本人確認書類		★

2026.2.1現在

印西市

〒270-1396
印西市大森2364番地2

開庁時間 **あさ8時30分** ～ **夕方5時15分**
（土曜・日曜・休日、年末年始[12/29～1/3]の開庁日はお休みです）

0476-42-5111(代表)

WEB

土曜日に開庁している市民課業務取扱窓口については、右の二次元コードよりご確認ください。



印西市公式ウェブサイト <https://www.city.inzai.lg.jp/>